

R7 仙交協第 \*\*号  
令和 8 年 3 月 \*\*日

東北運輸局長 殿

氏名又は名称 仙台市交通政策推進協議会  
住 所 仙台市青葉区国分町 3-7-1  
代表者氏名 吉田 樹

交通不便地域指定変更申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 7ハ②(2)に基づき、  
交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

交通不便地域指定申請書（別表 7ハ②（2）関係）  
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 県・市区町村
宮城県仙台市
2. 指定を受けようとする交通不便地域の概況
<p>・仙台市太白区坪沼地区（区域は「別紙 2」参照）</p> <p>坪沼地区は、平成 18 年 4 月末に地区内を走る路線バスが廃止された地域である。地域間交通ネットワークの地域間幹線バス系統である秋保線の最寄りバス停へは、坪沼地区の 4 町内で組織される「坪沼乗合タクシー運営協議会」（以下、「協議会」とする。）が運行を実施している区域運行型の乗合タクシー等で移動している。</p> <p>また、「仙台市地域公共交通計画（令和 6 年 3 月版）」では、路線バスの運行状況や沿線人口密度等を踏まえ、路線バスのネットワークについてエリア設定を行い、坪沼地区は輸送需要の確保に課題があるエリアの中に存している。</p>
3. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
坪沼地区 360 人（令和 7 年 3 月末現在）
4. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
<p>地域交通 坪沼地区</p> <p>令和 5 年 4 月より、坪沼地区の集落と秋保線生出中学校前停留所をつなぐ、乗り合いタクシー「つぼぬま号」を運行している。</p>
5. 指定を受けようとする期間
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日
6. その他特記事項
<p>坪沼地区は、令和 5 年 5 月 19 日付で交通不便地域の指定を受けている地区である。指定後も地域住民の生活に必要な移動を支えるため、協議会が主体となり、「つぼぬま号」の運行を継続している。</p> <p>「つぼぬま号」の営業区域の一部は、隣接する生出地区で運行する乗合タクシーの営業区域となったことから、当該区域を除外した新たな営業区域を設定した上で、令和 8 年 4 月以降の事業計画を策定した。当該事業計画は、令和 8 年 1 月 28 日に開催された第 31 回仙台市地域公共交通会議に付議され、協議が調ったものである。</p> <p>以上より、新たな営業区域に合わせて交通不便地域の変更を申請するものである。</p> <p>なお、変更を申請する新たな区域周辺において、令和 5 年 5 月 19 日の交通不便地域指定時から、路線バス停留所の新規設置・廃止・移動等、変更はない。</p>

【添付書類】

○交通不便地域の区分が分かる地図

（注）指定を受けようとする地域の区分が分かるように、色付けや網掛けをしてください。

また、導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（鉄道路線や地域間幹線バス系統）及び交通結節点（駅・停留所名）を記載してください。

○その他参考資料

**【担当者・連絡先】**

（住 所） 仙台市青葉区二日町 12-34

（所 属） 都市整備局総合交通政策部地域交通推進課

（氏 名） 佐々木 章皓

（電 話） 022-214-8495

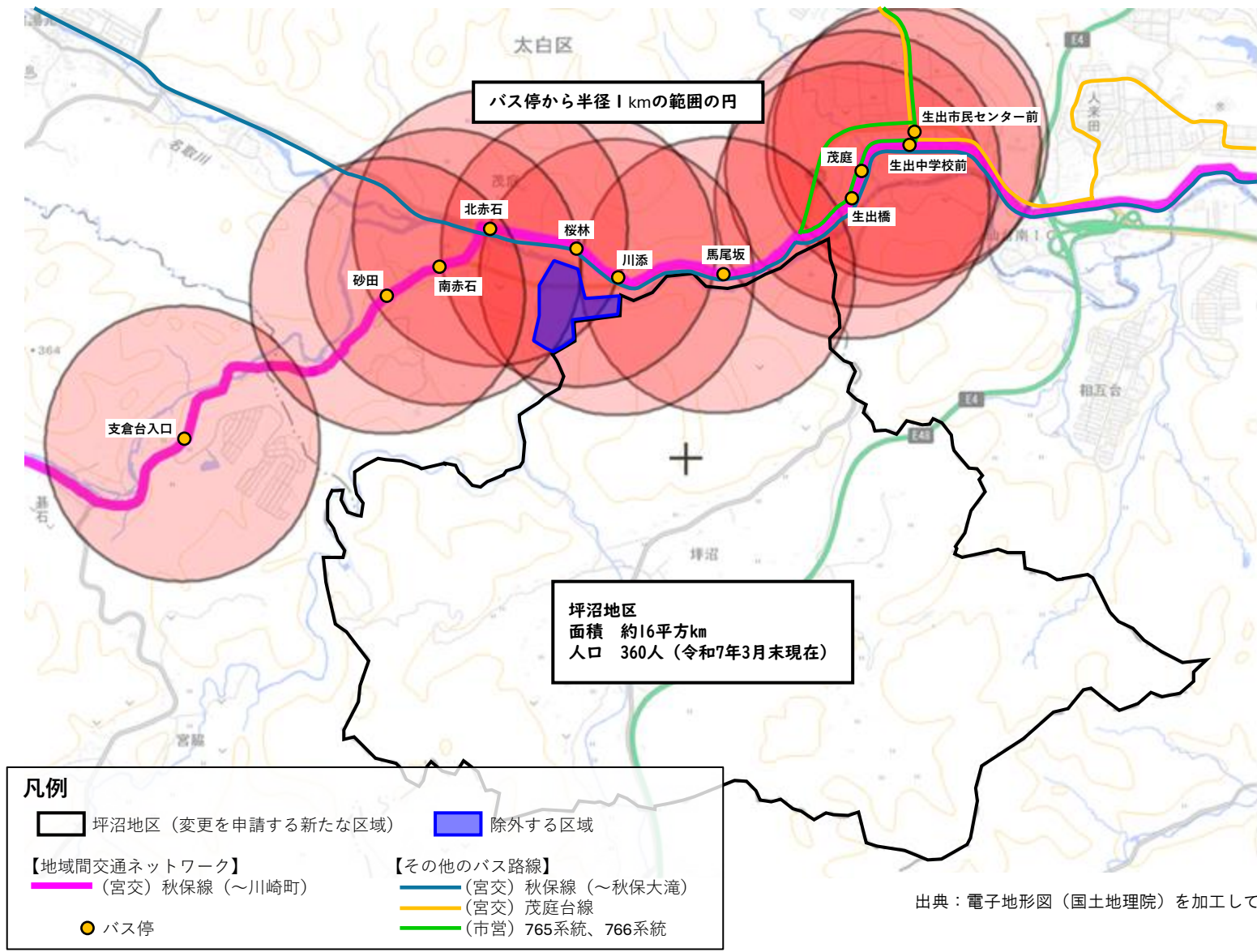
（E-mail） tos009180@city.sendai.jp

# 坪沼地区の位置と地域間交通ネットワークの状況

別紙2



# デマンド区域とバス停の状況（広域）



# デマンド区域とバス停の状況（詳細）

